

情報通信審議会答申（情審通第36）答申を踏まえたユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直し（諮問第1171号）について

< 報告 >



情審通第36号

平成19年3月30日

総務大臣
菅義偉殿

情報通信審議会

会長 庄山悦彦



答申書

平成19年2月26日付け諮問第1165号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。
- 3 あわせて、本件審議に関連し、総務省において、以下を踏まえ適切な措置が講じられることを要望する。

平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額が減少する一方、同年度のユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり月額7円（平成18年度認可ベース）から増加することが見込まれる。当該負担金については、既に利用者に負担を求めていること等にかんがみれば、利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当である。

このため、来年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うこととするのが適当である。当該補てん対象額の算定方式の見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコストの在り方と密接に関連することから、これと同時に並行的に見直しを行い、所要の措置を講じることが望ましい。

また、現在検討が進められているユニバーサルサービス制度自体の見直しについても、可能な限り前倒しを行い、速やかに結論を得ることが望ましい。

なお、各電気通信事業者においては、ユニバーサルサービス制度の負担金について、可能な限り利用者負担を抑制する方向で検討することが望ましい。

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」からの要望事項

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」において、以下の4点を要望。このうち補てん対象額の算定方式について、今回見直しを行うもの。

要望の背景

平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額は減少。
ユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり7円/月から増加することが見込まれる。
ユニバーサルサービス制度の負担金は53社中50社が利用者負担

利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当。

来年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直すこと。

➡ **利用者負担を抑制する方向で、補てん対象額の算定方式の見直し。**

見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコストの在り方と密接に関連することから、これと同時並行的に見直すこと。

➡ 平成20年度以降の固定電話の接続料算定方法の見直しと同時並行的に検討。

現在検討が進められているユニバーサルサービス制度自体の見直しも、可能な限り前倒しを行い、速やかに結論を得ることが望ましい。

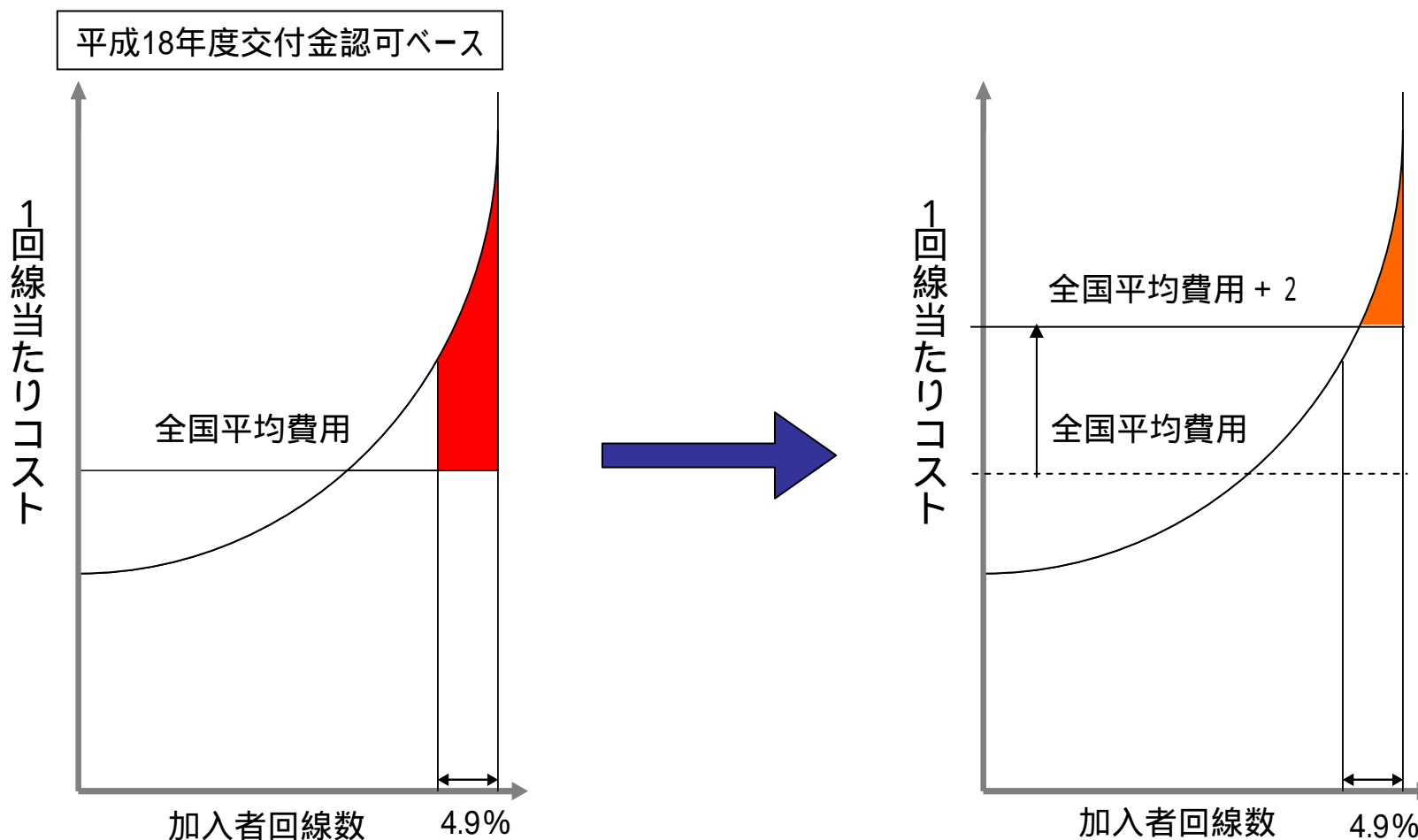
➡ 「新競争促進プログラム2010(06年9月19日公表)」に基づき09年に情報通信審議会の審議を経て行う予定の制度の見直しに向けた本格検討の可能な限りの前倒し。

各事業者において負担金の利用者負担は、可能な限り抑制する方向で検討することが望ましい。

➡ 支援機関に各接続電気通信事業者等への周知を要請。(平成19年4月6日実施済)

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直し案【ベンチマーク方式の修正】

高コスト地域(4.9%)のコストのうち、「全国平均費用」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する現行方式から、
「全国平均費用 + 2」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する方式に移行。



ユニバーサルサービスの補てん対象額、合算番号単価の推計値

補てん対象額

(認可年度)

	H18年度	H19年度	H20年度
見直し前: 現行ベンチマーク 「全国平均費用」	152億円(実績)	195 - 275億円	280 - 380億円
見直し後: 修正ベンチマーク 「全国平均費用 + 2」	-	96 - 127億円	129 - 168億円

合算番号単価

	H18年度	H19年度	H20年度
見直し前	7円(実績)	9 - 13円	13 - 17円
見直し後	-	4 - 6円	6 - 8円

補てん対象額算定的前提

H19年度、H20年度の補てん対象額は、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17年10月25日)において推計したものを使用。

の算定上、公衆電話の補てん対象額、緊急通報の補てん対象額は、H18年度の補てん対象額(それぞれ、31億円、1億円)と同額とする。

合算番号単価の算出に用いた電気通信番号は、H19.1末現在の1億8,122万番号とする。

審議スケジュール

	2007年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
電気通信 事業部会等	19 諮問	ユニバーサルサービス委員会	(ユニバーサルサービス委員会)	19 意見公募開始	下旬 意見公募締切	20 答申 ユニバーサルサービス委員会	

主婦連合会

今回の接続料の改定により、通信事業者は接続料の支払いが軽減。

他方、今年からスタートしたユニバーサルサービス制度の負担金は、ほとんどの通信事業者が全額を利用者に転嫁。

負担金は来年度以降増加する見込みであり、ユーザは、一層の負担を強いられる。

通信事業者は、接続料の軽減がされた上に、ユニバーサルサービス制度の負担も免れている現状は、許容できない。

今後も通信事業者だけがメリットを享受することがないよう、現行のユニバーサルサービス制度について、早急に点検・見直しを求める。

平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないよう、総務省は速やかに算定方法の見直しを行うこと。

通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。

ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、前倒しして結論を得ること。

全国地域婦人団体連絡協議会

(主婦連合会の の部分と同様の意見に加え) 次の3点を実施すること。

平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないようにすること。

通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。

ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、消費者の納得する形で結論を得ること。

東京都地域婦人団体連盟

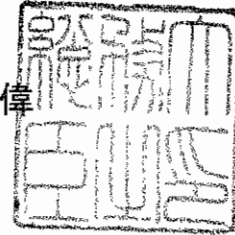
(主婦連合会と同様の意見)



諮問第1171号
平成19年4月19日

情報通信審議会
会長 庄山悦彦 殿

総務大臣 菅 義偉



諮 問 書

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）の一部を改正する省令案について、下記のとおり諮問する。

記

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定）」（情審通第36号）において、平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定ルールについて、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直しを行うこととするのが適当である旨の要望がなされた。

本要望は、長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額が減少する一方、同年度のユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり月額7円（平成18年度認可ベース）から増加することが見込まれる中、当該負担金について、既に利用者に負担を求めていること等にかんがみれば、利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当であるとの考えに基づくものである。

これを踏まえ、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第109条第1項の規定による省令委任事項を定めるため、同法第169条第4号の規定に基づき、貴審議会に諮問するものである。